

随意契約理由書

工事名：堺泉北港 堺3区 堺10号上屋外定温設備緊急補修工事

大浜埠頭の特種上屋（堺10・13・14号）においては、輸入青果物等を冷蔵するための定温設備を有しています。当該設備は定温倉庫内の保管物を適正な温度で保管できるよう、施設の機能を維持するため、適切な点検整備・補修を行っていく必要があります。

当該設備は昭和49年より順次供用しており、現在まで点検業者による年次点検整備を実施してきたが、近年は頻繁に不具合が発生し老朽化が進行しており、施設の機能を適切に維持できないため早急的な補修が求められています。

本工事の施工にあたっては、本不具合箇所の第一発見者であり、これまでの点検整備業務に携わってきた三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社が当該設備を最も熟知しており、現在も同設備の点検整備中であることから、工期の短縮、効果の早期発現が可能です。よって、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、早急的な補修を行う必要があるため、同規則の運用第62条関係第2項第10号（直ちに発注（契約）しないと、府民、施設利用者や職員の安全性が確保できない場合や業務に支障が出る場合）の規定により、比較見積りの徴取を省略するものです。